

第8回 農業委員会議事録

1. 開催の日時 平成28年9月26日(月)午前9時00分
2. 開催の場所 当麻町農業合同事務所 2階 第1会議室
3. 出席する資格を有する委員の総数 13名
4. 出席委員(11名)

1番 阿部 稔	8番 田中 弘一
2番 野村 敏博	9番 佐々木 康二
4番 伊林 久信	10番 溝渕 康裕
5番 坂口 啓郎	11番 住田 哲也
6番 舟山 仁志	13番 氏家 知身
7番 森 正美	
5. 欠席委員(2名)

3番 富永 学	12番 朴谷 和夫
---------	-----------
6. 議事日程

議案第25号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について
議案第26号	土地の現況証明書の交付について
	その他
7. 農業委員会事務局職員

事務局長	松田 武
事務局次長	新村 幸恵
事務局係長	佐藤 公紀
8. 会議の概要

事務局次長： 全員揃いましたので、ご起立願います。礼

議長： それでは只今より、平成28年第8回農業委員会総会を開会します。稲刈りが始まっておりまして、みなさんお忙しい中出席いただきましてありがとうございます。ありがとうございました。

議長： 本日の会議録署名委員は、議席4番、伊林委員、議席5番、坂口委員にお願いいたします。富永委員と朴谷委員から欠席の連絡がありました。ただいまの出席委員は11名でありまして定足数でございます。そのほか、共済組合からも欠席の連絡がありました。局長から本日の議事日程について説明をしてください。

事務局長： はい、1ページをお開き願います。本日の議題については、議案第25号、農地法第5条の規定に基づく計画申請について、1件、議案第26号、土地の現況証明書の交付について、1件、その他。以上、よろしくご審議願います。

議長： 2ページをお開き下さい。議案第25号、農地法第5条の規定に基づく許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長： はい、議案第25号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について、次のとおり、農地の転用について許可申請書の提出があったので意見を求める。平成28年9月26日提出、当麻町農業委員長名。番号1、売主、〇〇〇、〇〇 〇〇、買主、〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇〇、地目、田、面積、〇〇〇㎡、農地区分、3種農地、契約区分、売買、転用目的、住宅建築、住宅1棟、〇〇.〇〇㎡、庭、〇〇〇.〇〇㎡、緑地、〇〇.〇〇㎡、申請地は、3ページの箇所でございます。駅から300m以内の第3種農地であります。先月、現況証明書願いが提出されましたが、現況は農地であるという事で却下しましたので、今月新たに農地転用申請がありました。買主の〇〇さんは、一般住宅を建設する土地を探していた所、適した土地が見つかり、所有者の〇〇氏と売買の協議が成立したため転用申請するものです。〇〇氏は、昭和62年に相続により取得しましたが、町外に居住しており今後も農地として使用はしないため、農地転用売買をする事となりました。申請地は、農地法第4条第6項第1号の政令で定める農地のため、許可要件を満たしておりますので、転用はやむを得ないと認められます。

議長： はい、ただいま1番について、事務局より説明がありました。3種農地に一般住宅を建設するための転用申請であります。1番についてご質問等ございませんか。

各委員： ありません。

議長： ないようですので、それでは採決致します。議案第25号、農地法第5条の規定に基づく許可申請について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります；議案第 25 号、農地法第 5 条の規定に基づく許可申請 1 番について原案の通り決定致します。農地法改正により、転用面積 3000 m<sup>2</sup>以内の農業用施設、第 3 種農地については北海道農業会議への諮問は任意のためこの案件については、9 月 27 日付で許可指令を交付致します。

議長： 次に、4 ページの議案第 26 号、土地の現況証明書交付について、事務局より 1 番の説明をお願いします。

事務局次長： はい、議案第 26 号 土地の現況証明書交付について 次のとおり、土地の現況証明の願いがあったので審議を求める。平成 28 年 9 月 26 日提出、当麻町農業委員会会長名。番号 1、地番〇〇〇〇番〇、登記地目、田、利用状況、農地以外、面積、〇〇, 〇〇〇 m<sup>2</sup>、申請人氏名、所有者氏名とも、〇〇〇、〇〇 〇〇、願出理由、地目変更登記のため。現地確認は、8 月 25 日、氏家会長、坂口委員、住田委員で行いました。願い出のありました土地は、5 ページに記載の箇所でございます。平成 23 年から耕作されておりましたので、2m ほどの樹木が無数に生い茂っている状態であります。農地としての復元は困難である事から農地以外と判断いたしました。以上です。

議長： はい、ただいま土地の現況証明書交付についての 1 番について、事務局より説明が有りました。1 番について、ご質問等ございませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは、採決いたします。議案第 26 号、土地の現況証明書交付の 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。1 番については原案の通り農地以外と判断する旨の通知をする事で決定いたしました。

議長： 本日の総会に提出した議案は以上であります。全体の審議をとおして質問等ございませんか。

各委員： ありません。

議長： 本日、関係機関の皆さんが出席されておりますので、関係機関の皆さんから、何かございましたらお願いします。

議長： 農業振興課

農業振興課： 農業振興課からは 2 点お知らせがあります。1 点目、農地中間管理事業に係る借り手の公募の関係でございますが、今月 9 月が公募の受付日となっております。認定農業者の皆さまには今月初めに郵送でご案内させていただいております、それぞれ提出をいただいております。来月の総会以降この事業につきまして案件が出て参りましたら農業委員会へご意見をお伺いすることがありますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。2 点目は、今朝の新聞折り込みにもありましたけども、今週日曜日、10 月 2 日になりますが、第 11 回新米新そば祭りが開催されます。大変お忙しい時期とは思いますが、現在、そば 2 杯と抽選券が付いた前売りチケットを販売中でございますので、ご希望がございましたら農業振興課へお寄りいただけたら

と思います。よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長： 農業センター

農業センター： 特にございません。

議 長： 土地改良区

土地改良区： 特にございません。

議 長： 農協

農 協： 毎年行っています新規就農者を祝う会の関係ですが、今年は11月7日（月）15時30分から予定しておりますので、近くなりましたらご案内いたしますのでよろしくお願ひします。

議 長： 普及センター

普及センター： 特にございません。

議 長： 共済組合は欠席との事で連絡がきております。

議 長： 以上、関係機関の皆様よりお話を頂きましたが、内容等についてご質問等ございませんか。

議 長： それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願ひします。

事務局次長： （事務連絡）

議 長： それでは、次回の平成28年10月の農業委員会総会の日程であります、10月28日金曜日9時00分から開催します。総会終了後、町のバスで1泊2日の研修旅行に出発したいと思いますので、お忙しい中ではありますが、日程調整をよろしくお願ひします。先ほどお知らせがありましたが、10月2日そばまつり、10月4日田んぼの学校の稲刈りということですので、協力いただける方は出席いただきたいと思ひます。

議 長： これをもちまして、本日の総会を閉会いたします。

局 長： ご起立願ひます。礼。ご苦勞さまでした。

閉会 9時12分